

# 令和3年度実施施策に係る政策評価書

別紙2

(環境省R3-33)

施策名	目標7-2 水俣病対策				
施策の概要	'水俣病被害者の救済及び水俣病問題の解決に関する特別措置法'等に基づき、水俣病被害者等の救済対策、水俣病発生地域の医療・福祉対策及び再生・融和・振興施策を推進するほか、水俣病に関する総合的研究を行うなど、水俣病問題の解決に資する施策を実施する。				
達成すべき目標	水俣病患者等への補償給付、水俣病発生地域の医療・福祉の充実と再生・融和・振興の推進等を通じ、水俣病問題の最終解決を図り、すべての水俣病被害者が地域社会の中で安心して暮らしていくける環境をつくる。				
施策の予算額・執行額等	区分	R元年度	R2年度	R3年度	R4年度
	当初予算(a)	11,770	12,158	11,947	
	補正予算(b)	-	▲97	-	
	繰越し等(c)	▲92	154	(※記入は任意)	
	合計(a+b+c)	11,678	12,215	(※記入は任意)	
施策に関する内閣の重要な政策(施政方針演説等のうち主なもの)	執行額(百万円)	11,305	11,563	(※記入は任意)	
	'水俣病被害者の救済及び水俣病問題の解決に関する特別措置法'及び同法に基づく「救済措置の方針」				

測定指標	①水俣病患者等に対する療養費の支給の進捗状況	基準	施策の進捗状況(実績)					目標	達成
		年度	水俣病患者等に対する療養費を着実に支給					年度	-
		-						-	
	年度ごとの目標		-	-	-	-	-		
	②水俣市の観光入込客数(人)	基準値	実績値					目標値	達成
		H29年度	H29年度	H30年度	R元年度	R2年度	R3年度	R4年度	-
		510,360	510,360	495,849	477,341	251,026	432,213	-	
	年度ごとの目標値		481,000	481,000	481,000	-	-		

評価結果	目標達成度合いの測定結果	(各行政機関共通区分) 相当程度進展あり							
		(判断根拠)							
		①「公害健康被害の補償等に関する法律」(昭和48年法律第111号)、「水俣病被害者の救済及び水俣病問題の解決に関する特別措置法の救済処置の方針」(平成22年4月閣議決定)等に基づき、あたう限りの救済に向けて最大限の努力を行っているところ、療養費の支給については滞りなく着実に行われている。 ②「水俣病被害者の救済及び水俣病問題の解決に関する特別措置法の救済措置の方針」(平成22年4月閣議決定)に基づいて実施される地域振興施策によって、測定指標の「水俣市の観光入込者数」は、近年目標値を上回っていたが、令和2年度以降は新型コロナウィルス感染症拡大の影響を受け目標値を定めていない。							
	施策の分析								
	次期目標等への反映の方向性								

学識経験を有する者の知見の活用	-
-----------------	---

政策評価を行う過程において使用した資料その他の情報	熊本県からの提供資料
---------------------------	------------

担当部局名	環境保健部 特殊疾病対策室	作成責任者名	海老名英治(特殊疾病対策室長)	政策評価実施時期	令和4年8月
-------	------------------	--------	-----------------	----------	--------